

神戸市優良工事認定要綱

令和4年3月18日 建設局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、優良な工事を施工した事業者及び技術者を認定するために必要な事項を定めることによって、建設業者の意欲の向上と優秀な技術者の育成を図り、もって公共工事の品質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 本市、神戸市水道局又は神戸市交通局が発注した工事をいう。
- (2) 事業者 工事を元請負人として契約した建設業者をいう。
- (3) 技術者 工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。

(認定の区分と工事種別)

第3条 認定の区分と工事種別は次の各号により行うものとする。

- (1) 認定の区分は、優良な工事を施工した事業者及びその工事における技術者とする。
- (2) 認定の工事種別は、土木工事、造園工事、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事とする。

(認定の審査対象工事)

第4条 認定の審査対象となる工事は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 認定の前年度に完成検査が完了したもの
- (2) 当初契約における請負金額が500万円以上のもの
- (3) 工事事故が発生していないもの
- (4) 単価契約工事でないもの

(認定の対象事業者)

第5条 認定の対象となる事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 認定日時点で、本市の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成企業であること。

(認定の対象技術者)

第6条 認定の対象となる技術者は、原則として認定日時点で前条に該当する事業者に雇用されている者とする。

(認定の基準)

第7条 認定は、次の各号のいずれかに該当し、他の模範となる工事に対して行う。

- (1) 施工体制、施工状況、品質などが総合的に優れていると共に、認定に値する良好な取り組みが認められること。

- (2) 困難な施工条件への対応，創意工夫や地域への貢献など特に顕著な取り組みが認められ，良好な施工を行ったこと。
- (3) 災害復旧工事や緊急工事において早期完了に向けて積極的に取り組み，良好な施工を行ったこと。

(欠格事項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する事業者又は技術者は，認定の対象から除外する。

- (1) 認定日の前年度当初から認定日までに，神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けた事業者
- (2) 前号に該当する事業者に雇用されている技術者
- (3) その他認定することが不相当と認められる者

(審査委員会)

第9条 認定者を決定するため，優良工事認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 委員会には委員長，副委員長を置き，委員長は建設局長，副委員長には建築住宅局副局長をもって充てる。
- 4 委員会は，委員長が招集する。
- 5 委員会は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けるときは，副委員長が職務を代理する。
- 7 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 8 委員長が認めた場合は，委員会を招集せず，議案の持ち廻り等により審査することができる。
- 9 委員会は非公開とする。

(認定候補者の推薦)

第10条 認定者の決定にあたり，監督担当課の課長はその所管に係る工事のうちから認定候補者を委員会へ推薦するものとする。

- 2 前項の推薦にあたり，監督担当課の課長は推薦調書を委員会に提出するものとする。

(幹事会)

第11条 第9条の規定に基づく委員会を補佐するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き，幹事長は建設局担当部長（技術管理担当）をもって充てる。
- 4 幹事会は，幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 幹事会の議事は，出席幹事の過半数で決し，可否同数のときは幹事長の決するところによる。
- 6 幹事会は非公開とする。

(特別認定)

第12条 特別認定は，次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。ただし，神戸市優良工事表彰の受賞者は認定者とみなす。

- (1) 当該年度に認定を受ける事業者の内，当該年度を含め3年間連続して認定者となっている者。

(2) 当該年度に認定を受ける技術者の内、当該年度を含め3年間連続して認定者となっている者。

(認定の方法)

第13条 認定は毎年度1回行うものとする。

2 認定は認定証を交付することにより行う。

(認定の取り消し)

第14条 認定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 認定の対象となった工事における目的物に瑕疵が判明した場合

(2) その他認定することが不相当と認められる事実が判明した場合

(事務局)

第15条 委員会および幹事会の事務局は、建設局技術管理課において行う。

(実施要領)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 優良工事認定審査委員会 委員

建設局長（委員長）
建築住宅局副局長（副委員長）
建設局担当部長（技術管理担当）
建設局副局長
建設局下水道部長
建設局担当局長（公園担当）
都市局担当部長（新都市整備担当）
建築住宅局担当局長（設備担当）
港湾局担当部長（工務・防災担当）
水道局副局長
交通局高速鉄道部長

別表2 優良工事認定審査幹事会 幹事

建設局担当部長（技術管理担当）（幹事長）
建設局担当課長（工事監理担当）
経済観光局担当課長（農林土木担当）
建設局河川課長
建設局道路工務課長
建設局下水道部管路課長
建設局公園部整備課長
都市局担当課長（工務・鉄道担当）
都市局新都市工務課長
港湾局工務課長
水道局配水課長
水道局担当課長（技術管理担当）
交通局高速鉄道部担当課長（計画担当）
都市局担当課長（施設担当）
建築住宅局住宅建設課長
建築住宅局技術管理課長
建築住宅局担当課長（工事監理担当）
港湾局担当課長（建築担当）
水道局担当課長（営繕担当）
交通局高速鉄道部施設課長
環境局担当課長（大規模改修担当）
建設局下水道部担当課長（設備担当）
建築住宅局担当課長（設備担当）
建築住宅局設備課長
港湾局担当課長（設備担当）
水道局担当課長（機械担当）

